

## 放課後児童対策について

### 1 放課後児童対策の目的

全ての就学児童が放課後に安全・安心に過ごし、学習支援や多様な体験・活動を行うことにより、次代を担う人材を育成することを目的とする。

### 2 放課後児童対策の現状と課題

#### (1) 現状

##### ア 学童クラブ事業

(ア) 対象 就労等で昼間保護者が家にいない小学生

(イ) 場所等 児童館、空き教室、公共施設を利用し、11か所で16学童クラブを実施している。

(ウ) 利用状況 資料1-2

(エ) 所管 子ども家庭部子ども政策課

##### イ 放課後子ども教室

(ア) 対象 各実施校の全ての小学生

(イ) 場所等 東秋留、多西、草花、五日市の4小学校で週1日の実施

(ウ) 利用状況 資料1-3、1-4

(エ) 所管 教育委員会教育部生涯学習スポーツ課

##### ウ 児童館事業

(ア) 対象 18歳未満の児童

(イ) 場所等 小学校同一敷地内又は隣接地に6館、空き教室を利用し2館

(ウ) 所管 子ども家庭部子ども政策課

※ 児童館の利用は、一度帰宅してから来館することとしているが、学童クラブの待機児童に限り、学校から直接来館することを認めている。

また、土曜日や長期休業日には、弁当の持参を認め、居場所の確保・提供に努めている。(児童館特例利用)

今後、学童クラブ児童の受入拡大に向け、児童館のあり方を考える必要がある。

#### (2) 課題

##### ア 学童クラブ事業

(ア) 待機児童の増加 (平成27年度110人、平成28年度131人)

(イ) 指導員の不足

(ウ) 施設の不足

イ 放課後子ども教室

(ア) 実施校・実施日の拡大

- ・実施場所の確保
- ・運営スタッフの確保

(イ) 利用促進（登録児童増加）

- ・実施内容の充実
- ・運営スタッフの充実（人材育成）

(3) 対策

ア 学童クラブ事業

資料1-5

(ア) 指導員不足対策

- ① 平成28年度から報酬額の増額改定
- ② 広報、HP、ハローワークによる募集
- ③ 職員から知人への声かけによる募集
- ④ 学童クラブ補助員からの内部登用
- ⑤ 人材派遣の検討
- ⑥ 事業委託の研究

(イ) 施設不足対策

- ① 児童館の学童クラブ専用施設化による場所の確保
- ② 児童館改修による育成室の確保
- ③ 既存公共施設等の活用の検討

イ 放課後子ども教室

資料1-6

(ア) 未実施校対策

- ①未実施校への意向調査の実施
- ②使用可能施設を学校と調整（学校施設の活用）
- ③運営コーディネーターの人材確保
- ④安全管理員の確保（学校等と協力して確保）
- ⑤無償ボランティアの募集・確保
- ⑥新規運営組織立ち上げ（学校・関係機関・運営スタッフ等による実行委員会）  
⇒平成29年度に1か所新規開設予定

(イ) 登録児童増加に向けた実施内容の充実

- ①各校実行委員会における実施内容の検討
- ②各教室間の情報共有（コーディネーター会議等の実施）
- ③人材の育成（研修会等の実施）

### 3 放課後児童対策の将来の方向性

#### (1) 放課後子ども総合プランの推進

ア 市町村行動計画の策定

イ 小学校の余裕教室等を活用しながら、学童クラブ事業と放課後子ども教室の一体的又は連携した取組を推進する。 資料 1-7

ウ 人材の確保（地域子ども育成リーダー制度の活用、学習塾等）

エ 全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実  
（補充学習、文化・芸術活動、スポーツ活動、地域資源活用活動等）

オ 総合教育会議による総合的な放課後対策の検討

#### ※ 放課後子ども総合プランとは

文科省と厚労省が共管として、平成26年7月31日付けで都道府県等に通知したもので、前述1の目的を達成するため、全ての小学校で一体的又は連携して実施する学童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進めるものである。